

議案第 2 1 号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
政 策 課	附属機関について、新たに三田市まちづくり基本条例検証委員会及び三田市立学校園のあり方審議会をそれぞれ設置するほか、三田市行政評価委員会の委員の定数及び三田市心身障害児保育指導委員会の名称等を変更するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 三田市まちづくり基本条例、三田市行政評価条例 2 地方自治法、児童福祉法 3 学校教育法 <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 三田市まちづくり基本条例検証委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり基本条例第 48 条第 1 項及び第 2 項で「施行状況の 5 年ごとの検証」、「検証に当たっては、市民の意見が反映される仕組みの構築」が謳われていることから、当該委員会を設置するもの。 2 三田市行政評価委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・担当事務として、市総合戦略における重要業績指標（K P I）等の検証を行う予定であり、それに見合った委員構成とするため「6 人以内」を「10 人以内」に変更する。 3 三田市心身障害児等保育指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・三田市心身障害児保育指導委員会はこれまで心身障害児に係る保育所の入所判定及び観察指導に関する指導に関する事項についての調査審議を担当事務としてきたが、集団保育に課題のある疾病等を有する児童についても対象に加えるため、「心身障害児」を「心身障害児等」に改める改正を行う。 4 三田市立学校園のあり方審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・少子化の進展に伴い、市立小中学校及び幼稚園の小規模化が進んでおり、今後の学校園のあり方について検討するため、当該審議会を設置するもの。 <p>【施行期日】 平成 29 年 4 月 1 日</p>